

特許を勝ち取るための「実験ノート」作成・管理ガイド

研究者が実験ノートの法的・戦略的重要性を理解し、特許出願や先使用权の立証において有利になるための具体的な記載・管理方法を習得することを目的とする。

実験ノートが持つ4つの法的価値

先使用权 (特許法第79条) の立証
 倍者の特許出願時に、独自に発明し事業の増進をしていたことを証明する最有力な証拠となる。



正当な「発明者」の認定
 誰がどの着想を得て創作的に発明したかを時系列で示し、共同発明者間の答与復を客観的に証明する。



冒認出願への対抗と職務発明
 盗用された出願への反駁や、従業員への「相対的利益」賞与のための基礎資料として機能する。



裁判における「形式的信頼性」
 裁判官は、改ざん不可能性、日付の確実性、第三者確認の有無に基づいて証拠の証明力を判断する。

先験的一覧

特許出願や法債利点に役立機に対し、自分の言葉で書き、後から願することを確信的に証明する。



記載漏れ厳禁！7つの必須項目

- ① 日付と時刻**
 回顧で年月日を記入し、開始・終了時刻を記載することで記録の時間的順序を確定させる。
- ② 実験目的と仮説**
 プロジェクト全体にける位置づけを自分の言葉で書き、後から研究の流れも追跡可能にする。
- ③ 実験結果 (失敗も含む)**
 測定値だけでなく五感による観察事項も具体的に書く。失敗の記録がないと改ざんを疑われる原因となる。



- ⑤ 考察・結論**
 試行の結果、観察との一致・不一致、次に取るべきアクションを文書で記述する。
- ⑥ 着想 (アイデア) の記録**
 後の特許出願の基盤となるため、いつ何を思いついたかを倍者の意見と対照して記録する。
- ⑦ 関連資料の貼付**
 印刷、写真、グラフは糊で貼り、電子データの場合にファイルパスを明記する。

証拠力を最大化する10の鉄則

- ① 消せないインク (ボールペン等) を使用**
 消しゴムや消せるペンは改ざんを疑われるため、頑固、剛性のある黒インクが推奨される。
- ② 糸かがり綴じノートを使用**
 ページの差し替えが不可能な綴じノートを選び、ルーズリーフは絶対に使用しない。
- ③ ページ連番の付与と維持**
 ページを塗り取ることは禁止。中使きがないことを流石するため、あなかじの付与された過箇が替まらぬ。
- ④ 訂正は二重線と署名で**
 修正液は使わず、元の記録が読める状態で訂正し、訂正日と署名を添える。
- ⑤ 余白の無効化 (斜線処理)**
 追記できないよう、余白には斜線を引くか「以下余白」と明記する。
- ⑥ 第三者 (証人) の署名を定期的に取り得**
 発明に関与していない上級や副官に後援印をもらうことで、証拠力が用曜明に向上する。
- ⑦ 実験当日にその場で記録**
 回顧からの転記は情報性を減らすため、常にリアルタイムでの記録を徹底する。
- ⑧ 管理番号と使用者情報の明記**
 表紙に掛頁テーマや用曜明を記載し、複数箇のノートの前後両端を明記する。
- ⑨ 組織による適切な管理と備置**
 ノートは「組織の財産」として用曜明管理し、員職得も組織に返却する運用を行う。
- ⑩ 20~30年の長期保管**
 特許権の存続期間 (出願から10年) を考慮し、紛争に備えて長期保管を確保する。

電子実験ノート (ELN) の活用と注意点



- 即時検索**
 履歴で年月日を記入し、開始・終了時刻も記載することで履歴の時間的位置づけを確定させる。
- 共有と自動バックアップ**
 プロジェクト全体における位置づけを自分の言葉で書き、後から履歴の流れを追跡可能にする。

- 証拠能力を支える「タイムスタンプ」**
 第三者確認による時差証証を行い、その時点でのデータの存続と発改さん枚を証明する。
- 監査証跡 (Audit Trail) の必須性**
 誰が、いつ、何を履歴したかの履歴が自動記録され、消改不可能な仕組みが必要である。

判例が教える「ノート1冊」の重み

- CRISPR-Cas9特許紛争 (米國)**
 ブロード初稿所創が海験ノートを証拠として提出し、論文発表的の成憲運成を証明したことで特許を勝ち取った。
- Stern事件 (証人署名の欠如)**
 証人の署名がない実験ノートは、主適を肩付ける証憑として不十分であると裁判所に判断された。